

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

会社名 : 株式会社三共コーポレーション グリーンエース事業部
住所 : 奈良県葛城市新町258
電話番号 : 0745-62-1317 F A X 番号 : 0745-62-1327
作成・改訂 : 2013年 2月 1日

製品名 (化学名・商品名) : GA 2サイクルエンジンオイル 25:1混合式
用途 : 2サイクルガソリンエンジン用

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性 : 皮膚腐食性・刺激性 区分2
発がん性 区分2
標的臓器・全身毒性 (単回暴露) 区分3 (気道刺激性・麻酔性)

ラベル要素

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 警告

危険有害性情報 : 皮膚刺激
発がんのおそれの疑い
呼吸器への刺激のおそれ、または、
眠気やめまいのおそれ

【安全対策】 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
取扱い後は手および眼をよく洗うこと。
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急措置】 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で洗うこと。
吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
暴露または暴露の懸念がある場合 : 医師の診断/手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚刺激が生じた場合 : 医師の診断/手当てを受けること。
汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。

【廃棄】 内容物・容器を国・都道府県・市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名 : 石油系炭化水素及び添加剤

成分及び含有量	成分	含有量	CAS No.	官報公示整理番号
石油系炭化水素		90%以上		企業秘密なので記載できない
		※高度精製基油 (IP346法によるDMSO抽出物量3%未満)		
添加剤		10%以下		企業秘密なので記載できない

国連分類及び国連番号 : 国連番号 : 非該当

国連分類 : 非該当

労働安全衛生法

名称等を表示すべき有害物

(施行令第18条) : 非該当

名称等を通知すべき有害物

(法第57条の2、施行

令第18条の2別表第9) : 政令番号 第168号 鉱油 75~85%

政令番号 第380号 灯油 10~20%

政令番号 第137号 キシレン (灯油に含有) 0.3%未満

有機溶剤中毒予防規則 : 非該当

P R T R 法 : 非該当

4. 応急措置

- 吸入した場合： 空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合： 水と石鹸で付着した部分を洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
- 目に入った場合： 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合： 無理に吐かせないで直ちに、医師の手当てを受ける。
口の中が汚染されている場合には、水で充分洗うこと。
- 予想される急性症状並びに
最も重要な徴候及び症状： ・ 飲み込むと、下痢・嘔吐する可能性がある。
・ 目に入ると炎症を起こす可能性がある。
・ 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。
・ 蒸気およびミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。
- 応急処置をする者の保護： 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用すること。
- 医師に対する特別注意事項： 現在のところ有用な情報なし。

5. 火災時の措置

- 消火剤： 霧状の強化液、泡、粉末または炭酸ガス消火剤が有効である。
初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
- 使ってはならない消火剤： 棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。
- 特有の危険有害性： 加熱により容器が爆発するおそれがある。
- 特有の消火方法： 火元への燃焼源を絶つ。
周囲の設備などに散水して冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 消火を行なう者の保護： 消火作業の際には、風上から行き必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項： 作業の際には、必ず保護具を着用する。
- 保護具及び緊急時措置： 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- 環境に対する注意事項： 河川、下水道等に排出されないように注意する。
海上の場合、薬剤を用いる場合には、国交省令で定める技術上の基準に適合したものではない。
- 回収、中和並びに封じ込め
及び浄化の方法、機材： 全ての着火源を速やかに取り除き漏えい個所の漏れを止める。
少量の場合は、土砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収し、その後完全に拭き取る。
大量の場合、危険地域より人を退避させる。危険地域の周辺には、ロープを張り、人の出入りを禁止する。
漏洩した液は、盛り土等で囲い流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
- 二次災害の防止策： 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報す
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火用機材を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：

- 技術的対策： 1. 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、
貯蔵所、取扱所で行なう。
2. 炎、火花、又は高温体との接触を避けるとともに、
みだりに蒸気を発散させないこと。
3. 静電気対策を行い。作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
4. 危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、
安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
5. 容器から取り出すときはポンプなどを使用すること。
細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。
6. 皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。
7. ミストが発生する場合呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
8. 容器は必ず密閉する。
- 注意事項： 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。
そのため換気および及び火気などへの注意が必要である。
- 安全取扱い注意事項： 1. 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。
2. ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
3. 容器を転倒、落下させるなど衝撃を加えないこと。

保管:

技術的対策: 保管場所は消防法危険物第4類第3石油類を貯蔵し、取り扱うに必要な設備(耐火構造、防爆構造等)を設ける。

適切な保管条件: 1.直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
2.ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。施錠して保管することが望ましい。
3.危険物の表示をして保管する。
4.熱、スパーク、火災並びに静電気蓄積を避ける。

避けるべき保管条件: ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

安全な容器包装材料: 1.空容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。
2.容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度: 設定されていない。(作業環境評価基準:平成21年厚生労働省告示第194/195号)

許容濃度: 3g/m³(鉱油ミストとして)日本産業衛生学会(2011年度版)
5g/m³(鉱油ミストとして)ACGIH(2010年度版)時間加重平均(TWA)値(2)
200mg/m³(Kerosine / Jet fuels, as total hydrocarbon vapor)

設備対策: ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
取扱場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

呼吸器の保護具: 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。

手の保護具: 長時間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。

目の保護具: 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具: 長時間にわたり取扱う場合又は濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。

衛生対策: 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9.物理的及び化学的性質

形状: 液体

色: 赤色

臭い: 特徴的な臭気(石油臭)

pH: データなし

融点、凝固点: データなし

沸点、初留点及び沸点範囲: データなし

引火点: 118 (C.O.C)

爆発範囲: 1.0 ~ 7.0 vol% (推定値)

蒸気圧: データなし

蒸気密度(空気=1): データなし

密度: 0.88 g/cm³ (15)

溶解度: 水に不溶

n-オクタン/水分係数: データなし

自然発火温度: データなし

その他のデータ

動粘度: 40mm²/s (40)

10.安定性及び反応性

安定性: 通常の状態では安定。

危険有害反応可能性: 強酸化剤との接触を避ける。

避けるべき条件: ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないように注意する。

混触危険物質: 強酸化剤

危険有害な分解生成物: 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11.有害性情報

(高度精製基油として)

急性毒性: 経口 ラット LD₅₀ 5000mg/kg 以上

経皮 ラット LD₅₀ 5000mg/kg 以上

吸入(蒸気) データなし

吸入(ミスト) ラット(4h) LC₅₀ 5mg/L以上

皮膚腐食性、刺激性: 皮膚刺激性に区分する情報はない。ウサギによる複数の皮膚刺激試験において、皮膚刺激性に区分する結果は得られていない。ただし長期間又は繰り返し接触した場合には、皮膚脱脂による皮膚炎を起こす可能性があるので注意すること。
(灯油として)EHC(20,1982)、ACGIH(7th,2001)、PATTY(4th,1994)およびIARC(45,1989)のヒトで皮膚への接触により刺激性が認められたとの記述がある。

眼に対する重篤な

損傷、刺激性: 眼刺激性に区分する情報はない。ウサギによる複数の眼刺激試験において、眼刺激性に区分する結果は得られていない。

呼吸器感作性

又は皮膚感作性：呼吸器感作性についてはデータなし。
皮膚感作性：ビューラーテスト（モルモット）により皮膚感作性なしとの結果である。

生殖細胞変異原性：広範囲な変異原性試験（in vivo及びin vitro）が実施されているが、大部分の結果から変異原性を示す結果は得られておらず、生殖細胞変異原性なしと判断する。

発がん性：各種動物への皮膚暴露試験から得られた知見により発がん性はなしと判断されている。IARCでは高度精製油はグループ3（ヒトに対して発がん性について分類できない）に分類され、ACGIHでもほぼ同様の分類がなされている。EUによる評価では、発がん性物質としての分類は適用される必要はない。
（灯油として）IARC 45(1989)でJet fuel(kerosene, 8008-20-6)およびDistillate (light) fuel oilsがグループ3に分類されているが、ACGIH(2001)ではkerosene/Jet fuelsがA3に分類されている。

生殖毒性：ラットによる発育毒性及び生殖毒性試験から得られた知見により、これら毒性を示す結果は得られておらず、生殖毒性なしと判断する。

定標的臓器、全身毒性：急性試験による各種特定臓器への単回暴露毒性は認められていない。（灯油として）ACGIH（7th, 2001）、PATTY（4th, 1994）およびIARC 45（1989）のヒト暴露例で中枢神経抑制やめまいなどが認められたとの記述、ならびにACGIH（7th, 2001）のマウスを用いた吸入暴露試験で気道刺激性が認められたとの記述から、麻酔作用および気道刺激性を示すと考え、区分3とした。

特定標的臓器、全身毒性：経皮及び吸入投与による4週間から2年間の反復毒性試験を行なったが、全身に対する影響は確認されなかった。

吸引呼吸器有害性：40の動粘性率が20.5 mm²/s以下の炭化水素に該当しないため分類できない。

12. 環境影響情報

（高度精製基油として）

水生環境毒性：水にはほとんど溶解しないため、水生生物への汚損を生じる。

魚類急性毒性：魚類（ファットヘッドミノ - 96時間） L L₅₀ 100mg/L以上

魚類最大無影響量：魚類（ファットヘッドミノ - 14日間） NOEL 100mg/L以上

甲殻類遊泳阻害：甲殻類（オオミジンコ 48時間） E L₅₀/NOEL 10,000mg/L以上

甲殻類最大無影響量：魚類（オオミジンコ 21日間） NOEL 10mg/L以上

藻類最大無影響量：魚類（セテナストルム） NOEL 100mg/L以上

微生物発光阻害：微生物の発光試験（4日間）による発光阻害は確認されなかった。
（本製品は難水溶性のため、上記試験においては調整されたWAF（水適応性画分）を試料として使用している。）

水生環境急性有害性：上記試験結果から水生環境急性有害性なしと判断する。

水生環境慢性有害性：上記試験結果から水生環境慢性有害性なしと判断する。

移動性：一般的には水に対して浮く性質がある。類似基油のlogKocは3以上と推測され、地表で漏出した油は土壤に吸着されることにより地下水へ流出されることは考えにくい。

残留性・分解性：生分解性試験結果は31%（28日間）であることから、本質的生分解性を有するが、易生分解性ではないと判断する。

生体蓄積性：高度精製基油としては有用な情報がない。

オゾン層への有害性：対象物質を含有しない。

その他：上記情報は部分的な情報及び類似物質によるものであり、完全な情報が取得されているわけではない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

容器及び包装：関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国内規制：下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

陸上：消防法： 危険物第4類第3石油類 危険物等級

容器：危険物の規制に関する規則別表第3の2項に定められたものを使用すること。
（注）容器は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを自主確認すること。

容器表示：一.危険物の品名：第4類第3石油類・危険等級
二.数量
三.火気厳禁

海上：船舶安全法 非危険物
航空：航空法：非危険物
国連番号：非該当
品名：非該当
国連分類：非該当

輸送の特定の

安全対策及び条件：1.引火性液体なので「火気厳禁」
2.容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。
3.指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げる。また、この場合当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。
4.第1類及び第6類の危険物及び高压ガスと混載しない。

15.適用法令

安衛法：名称等を表示すべき有害物（施行令第18条）
非該当
名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）
政令番号 第168号 鉱油
政令番号 第380号 灯油
政令番号 第137号 キシレン（灯油に含有）
消防法：危険物第4類第3石油類 危険等級
水質汚濁防止法：油分排出規制（5mg/L許容濃度）ノルマルヘキサン抽出分として検出される
海洋汚染防止法：油分排出規制（原則禁止）
下水道法：鉱油類排出規制（5mg/L）

廃棄物の処理及び

清掃に関する法律：産業廃棄物規則（拡散・流出の禁止）
PRT法：非該当

16.その他の情報（引用文献等）

中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター GHSモデルMSDS 他

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者者に提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。